

愛北広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画（第2期）

令和3年4月1日
愛北広域事務組合

愛北広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、愛北広域事務組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、業務課業務第1係の所掌事務として、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況等の点検・評価等を行う。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

その分析結果から、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

目標：本計画の期間内に係長職以上の女性職員を1人以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

前項の数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

取組内容	実施時期
女性職員の資質及び能力の向上を目的に、専門研修・セミナー等へ積極的に派遣する。	令和3年度から適時

【女性の職業選択に資する情報】

① 採用した職員に占める女性職員の割合

- ・令和7年度において採用した職員なし（令和8年度採用予定なし）

② 勤続年数の男女差異（令和7年4月1日現在）

男 性	女 性	職員平均
29.7年	29.0年	29.5年

② 時間外勤務の状況

- ・令和7年度における1月1人当たりの時間外勤務時間：0.1時間
※月45時間を超えた者なし

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和7年4月1日現在）

男 性	女 性	女性の割合
1人	0人	0%

※管理的地位にある職員とは課長補佐・所長以上の職員とします。

⑤ 各役職段階に占める女性職員の割合（令和7年4月1日現在）

役職名	級数	男 性	女 性	女性の割合
事務局長	7級	0人	0人	0%
課 長	6級	0人	0人	0%
課長補佐・所長	5級	1人	0人	0%
係長・主査	4級	2人	1人	33.3%
合 計		3人	1人	25.0%

※対象者は任期の定めのない職員4人とします。

⑥ 男女間賃金の差異について（令和7年度）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定による給与の男女差異については、情報公表の対象者が少数のため、公表は控えさせていただきます。

⑦ 男女別の育児休業取得率・平均取得期間

- ・令和7年度において取得対象者なし

⑧ 男性の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得率及び平均取得日数

- ・令和7年度において取得対象者なし

⑨ セクシャルハラスメント等対策の状況

- ・労働局発行の資料を利用した各種ハラスメント防止に関する周知・啓発

● 計画の実施状況（数値目標に対する進捗状況）等

本年度において目標は未達成であったが、引き続き性別に差異の無い働きやすい職場環境の向上に努める。